

# 社会福祉法人のガバナンスについて (法人の組織の在り方、透明性の確保等について)

# 1. 社会福祉法人の組織について

# 社会福祉法人のガバナンスの必要性

社会福祉法人の特徴＝高い公益性

高い公益性を生かした社会福祉法人経営の要請

福祉サービスの中心的担い手としての活躍  
(地域ニーズに応じた事業展開)

社会福祉事業の着実な実施

地域の福祉ニーズの多様化・複雑化への  
柔軟かつ機動的な対応

社会福祉法第24条に基づく経営原則の実行

確実

自主的な経営基盤の強化

効果

提供する福祉サービスの質の向上

適正

事業経営の透明性の確保

社会福祉法人独自の経営論の確立が必要

4つの視点による経営論の具体的展開

## 経営組織

- 法人本部の機能の充実・強化
- 経営の透明性の確保

## 事業管理

- 計画に基づく経営手法の導入
- サービス管理体制の整備

## 財務管理

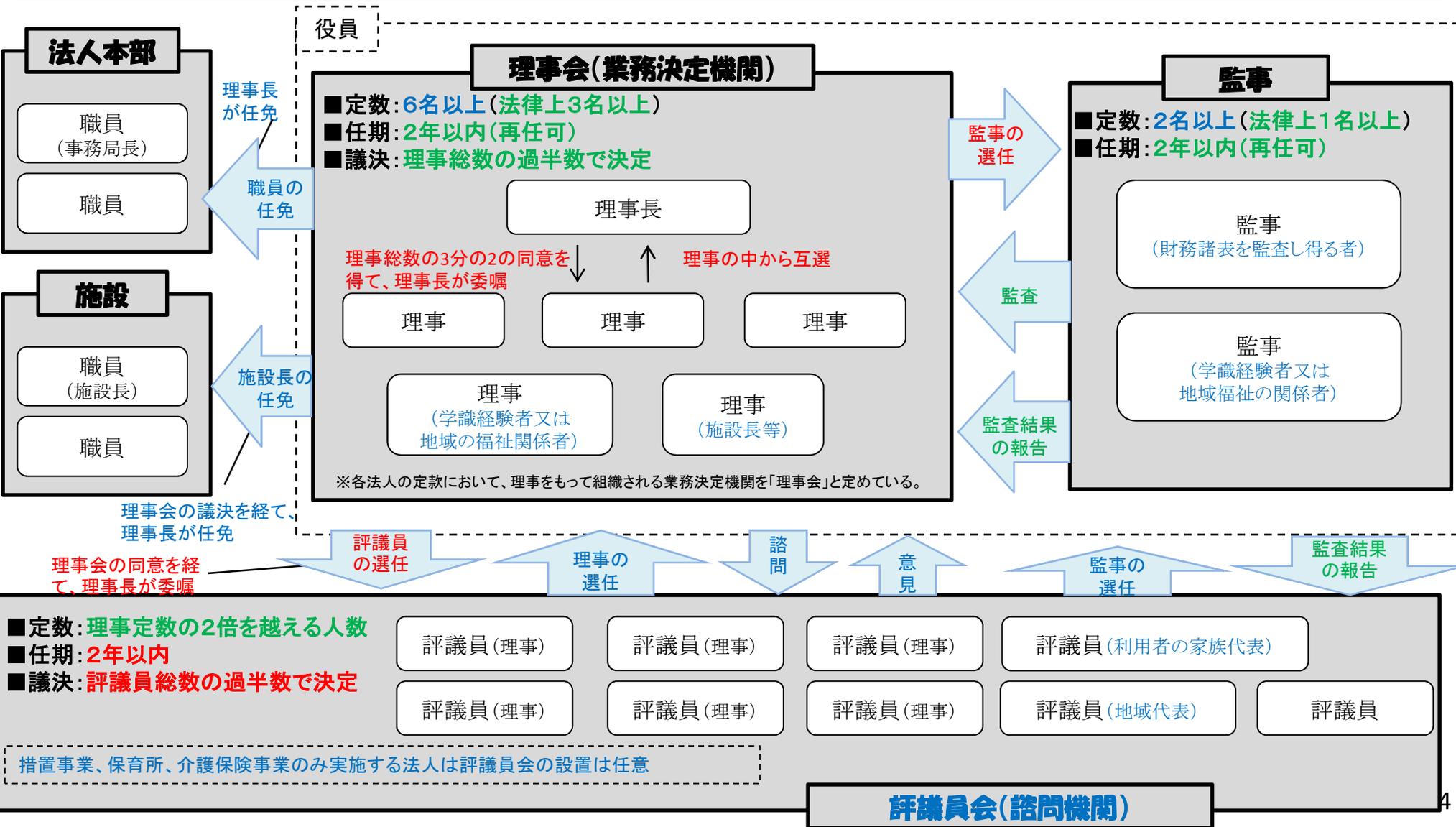
- 的確な経営状況の把握
- 積極的な情報開示

## 人事管理

- 技能の適切な評価
- 資質の向上

# 現在の社会福祉法人の組織

○ 社会福祉法人は、憲法第89条を踏まえた「公の支配」の下に属すると考えられ、社会福祉法人の高い公益性に配慮して、公正かつ適正な運営が図られるような仕組みとしている。



# 社会福祉法人の組織に関する要件

○ 社会福祉法人の組織については、社会福祉法その他、社会福祉法人審査基準、社会福祉法人定款準則に定められている。要件の一部は、譲渡所得税非課税(租税特別措置法第40条)の適用要件となっている。

事項	法律	審査基準	定款準則
理事定数	3名以上(第36条)	6名以上	6名以上【租特要件】
理事要件	各理事と配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の2分の1を超えてはならない(第36条)	各理事と親族等特殊関係のある者が法令・通知の制限数を超えてはならない	親族等特殊関係者は理事定数に応じて以下のとおりとすること。 ・6～9名→1名、10～12名→2名、13名～→3名【租特要件】
〃	規定なし	施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えてはならない	規定なし
〃	規定なし	社協は、社会福祉事業者及びボランティア代表者を加えなければならない	規定なし
〃	規定なし	施設経営法人は、1人以上の施設長を加えなければならない。(ただし、評議員会を設置しない法人は理事総数の3分の1を超えてはならない)	規定なし
理事の選任	規定なし	評議員会を設置する場合は、評議員会にて行うこと(評議員会を設置しない場合は、規定なし→右による)	理事総数の3分の2の同意を得て、理事長が委嘱【租特要件】
理事長の選任	規定なし	理事の中から理事長を選出すること(選出方法は規定なし→右による)	理事の互選によること
監事定数	1名以上(第36条)	2名以上	2名以上【租特要件】
監事要件	規定なし	1名は財務諸表を監査し得る者、1名は学識経験者又は地域福祉関係者	規定なし
〃	規定なし	施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であってはならない	規定なし
監事の選任	規定なし	評議員会を設置する場合は、評議員会にて行うこと(評議員会を設置しない場合は規定なし→右による)	同左(評議員会を設置しない場合は、理事会で選任)【租特要件】
評議員会の設置	任意(第42条)	措置事業、保育所、介護保険事業のみ以外は必置	同左【租特要件】
評議員会の位置づけ	重要事項は、評議員会の議決を要することができる(第42条)	重要事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴くことが必要	同左【租特要件】
評議員の選任	規定なし	規定なし	理事の同意を得て理事長が委嘱
評議員任期	規定なし	規定なし	2年以内
評議員会議決	規定なし	規定なし	評議員総数の過半数【租特要件】
評議員要件	規定なし	規定なし	各評議員と親族等特殊関係が一定数を超えてはならない【租特要件】
〃	規定なし	施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えてはならない	規定なし
〃	規定なし	社協は、社会福祉事業者及びボランティア代表者を加えなければならない	規定なし
〃	規定なし	地域代表者や利用者の家族を加えること	規定なし
職員の任免	規定なし	理事長が任免することとして差し支えない	同左
施設長の任免	規定なし	理事会の議決を経て、理事長が任免	同左【租特要件】

# 理事会・評議員会に関する近年の改正

- 社会福祉法人の組織については、理事会については法人の自律的な経営の促進のため、評議員会については、諮問機関としての役割を果たしていくため、以下の改正が行われてきた。

## 平成12年改正

- ① 理事の人数・・・一定の法人(老人関係)の場合には10名以上とされていたことを改め、一律に6名以上とした。
- ② 理事の選任・・・社会福祉事業についての学識経験者及び又は地域の福祉関係者の人数は1名以上でよいこととした。
- ③ 法人の代表権・・・法人理事長に限られていたが、法人の判断で複数の理事が代表権を分掌することが可能とした。
- ④ 評議員会の位置づけ・・・理事会の意思決定機関としての責任を明確化するため、議決機関から改め、原則として諮問機関とした。
- ⑤ 法人の意思決定・・・原則として評議員会の同意を必要とするが、理事会の事前である必要はなく、事後でもよいとされた。災害時等、緊急に法人の意思決定をする必要がある場合など、一定の場合は評議員会の同意が不要とされた。評議員会の同意を必要とする重要事項の範囲が従前から狭められた。

## 平成17年改正

- ① 理事の要件・・・評議員会を設置している法人にあっては、施設長等施設の職員である理事の理事総数に対する上限(1/3)を廃止した。
- ② 法人の意思決定・・・法人の業務の決定にあたり重要な事項については、評議員会の同意を得ることが必要であるとされていたが、これをあらかじめ評議員会の意見を聴くこととした。

## 平成18年改正

- ① 評議員会の設置・・・介護保険事業のみを経営する法人にあっては、措置をとる事業、保育所のみを経営する法人と同様に、評議員会を置かなくてもよいこととした。

# 社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）

## Ⅲ 改革の具体的内容 1 社会福祉事業の推進 (2) 社会福祉法人

### ② 経営

- 法人経営については、法人単位での経営を可能にする条件を整備する必要がある。このため、例えば、現行の措置制度の下で行われている本部会計と施設会計との厳格な区分を撤廃し、会計間の資金移動を弾力化することや、施設整備のための積立金や引当金を認めることも考えられる。  
また、会計制度についても、適正な経営管理が可能となるようなものに改める必要がある。
- また、理事長及び理事が経営者として各施設の運営についても指揮し、事業内容が的確に点検でき、経営責任を負えるような体制の確立が必要である。
- 社会福祉法人の経営規模は、一法人一施設のように零細な場合が多い。一法人一施設では、経営基盤が脆弱であり、人事管理上も問題があるので、法人の経営規模の拡大を可能とする方策をとる必要がある。  
また、人事交流、情報交換など社会福祉法人間の連携を図ることも必要である。
- 社会福祉法人の自律性を高めることにより、社会福祉事業の拡大や公益事業、収益事業なども含めた多角的な事業の積極的展開を可能とする必要がある。その上で、外部監査の導入や経営情報の開示などの自主的な取組を促進することにより、適正な事業運営を確保する必要がある。

# 「社会福祉法人経営の現状と課題」 (社会福祉法人経営研究会報告) における方向性

## 理事会・理事

- 理事会が、事業計画・事業報告、予算・決算の承認に止まらず、投資計画をはじめとする中長期的な経営の全体戦略、人材育成戦略、サービスの質の向上のための戦略、リスクマネジメントといった経営上の重要事項について判断を行うような、実質的に執行機関として機能する体制を整備すべきである。
- 理事の選任は、極力名目的な人事を排し、法人の経営に実質的に参画できる者を選任すべきである。
- 理事会で重要事項について判断するために必要な情報を随時提供することが不可欠であり、これを可能とする法人本部の機能強化を図るべきである。

## 法人本部の機能強化、中間管理層の育成

- 理事、理事会がその役割を果たすためには、法人本部(事務局)の機能強化や経営管理部門・事業部門などの中核を担う中間管理職層を育成・確保していくことが必要である。
- そのための一定程度以上への事業規模の拡大が必要である。

## 監事

- 監事は、年1回程度の監査に止まらず、理事会に出席する等により、法人の業務執行状況を適切に把握する必要がある。
- 監事の選任に当たっては、監査に必要な能力をもつ会計又は福祉・介護関係法令に精通する者を選任し、実質的な監査を実施できる体制を整備すべきである。

## 外部監査

- 外部監査は、自主的に経営の健全性を確保するための取組みとして、今後とも積極的に活用を図るべきである。

## 評議員会

- 評議員会は、地域、家族の代表等が加わって構成されていることから、地域社会や利用者のニーズを汲み取り、事業に反映させていくための仕組みとしてより有効に機能させるべきである。そのためには、評議員会に対する適切な情報提供が必要。
- 評議員会のあり方については、公益法人制度改革の動向等を踏まえさらに検討する必要がある。

# 公益法人改革による財団法人の組織の変化

- 財団法人については、平成18年の公益法人制度改革において、設立者の意思を尊重しつつ、その自律的な運営を確保するために必要な規律を定める観点から、改正が行われた。

## 理事・理事会

- ◆理事の権限と責任の明確化…①理事会への本人出席の義務化  
②損害を与えた場合の賠償責任(免除には評議員会の決議)
- ◆理事会の法定化…業務執行の決定、代表理事等の選定、評議員会の招集決定

## 監事等

- ◆監事の権限と責任の明確化…①理事会出席義務、②評議員会報告義務、  
③理事の職務執行監査、不正行為差止権限
- ◆会計監査人の設置義務…大規模法人に会計士又は監査法人から会計監査人の選任義務
- ※ 理事に準じて、損害を与えた場合の賠償責任あり。

## 評議員・評議員会

- ◆評議員の法定化、権限と責任の明確化…①選任方法は定款に定め、理事(会)による選任は不可  
②評議員会への本人出席義務
- ※ 理事に準じて、損害を与えた場合の賠償責任あり。
- ◆評議員会の法定化、権限と責任の明確化…①理事、監事、会計監査人の選解任権限、  
②重要事項の特別決議

## **2. 社会福祉法人の運営の 透明性の確保について**

# 現在の社会福祉法人の透明性の確保に係る取組み

- 社会福祉法人が実施する福祉サービスの利用を希望する者がサービスを適切に選択するためには、サービスの提供者に関する情報等、判断材料が豊富に用意されてことが必要となる。

## 平成12年 社会福祉事業法等八法改正

社会福祉法人に対し、事業報告書及び財務諸表（財産目録、貸借対照表、収支計算書）について、福祉サービスの利用を希望する者等から請求があった場合の閲覧を義務づけ。

## 平成12年 社会福祉法人審査基準制定

法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用することなどにより自主的に公表することが適当である旨通知。

## 平成14年 厚生労働省令等改正

グループホームについては、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、外部の者による評価を受けて公表することを義務付け（介護サービス外部評価制度）。

## 平成18年 介護保険法等改正

- ・ 介護サービス事業者に、介護サービス情報を定期的に都道府県知事に報告し、都道府県知事はその情報を公表することを義務付け（介護サービス情報公表制度）。
- ・ 併せて、指定小規模多機能型居宅介護等については、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、外部の者による評価を受けて公表することを義務付け（介護サービス外部評価制度）。

## 平成19年 社会福祉法人審査基準改正

法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用することなどにより自主的に公表することが適当であること。また、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましい旨追加。

## 平成24年 厚生労働省令等改正

社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院等）は、自ら業務の質の評価を行うとともに、外部の者による評価を受けて、結果を公表することを義務付け（福祉サービス第三者評価制度）。

# 各種法人制度における閲覧制度の比較

- 公益社団・財団法人については、定款、役員名簿、役員報酬規程についても、閲覧対象としており、財務諸表は別途公告の対象となっている。
- 学校法人については、法律上の義務付けはないが、補助金配分と法人の情報公開の実施状況を関連づけることにより、財務諸表等の公表を促している。
- 株式会社については、定款を閲覧対象としているほか、事業報告書に役員名簿、役員報酬(基本的に報酬総額)を記載して閲覧対象としている。また、財務諸表は別途公告の対象となっている。

		社会福祉法人	学校法人	公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人(認定NPO除く。)	医療法人	社会医療法人	株式会社
対象者		サービス利用を希望する者、利害関係人	在学者、利害関係人	一般市民	社員、利害関係人	社員、評議員、債権者	一般市民	株主、債権者
閲覧対象書類	定款	×	×	○	○	○	○	○
	事業報告書	○	○	○	○	○	○	○
	財産目録	○	○	○	○	○	○	—
	貸借対照表	○	○	○(公告必要)	○	○	○	○(公告必要)
	収支(損益)計算書	○	○	○(大規模法人は公告必要)	○	○	○	○(大会社は公告必要)
	監事監査意見(報告)書	○	○	○	×	○	○	○
	役員名簿	×	×	○	○	×	○	△(登記はされる。公開会社の場合、事業報告において開示)
	役員報酬規程(基準)	×	×	○	×	×	○	△(公開会社の場合、役員報酬について、事業報告において一定の開示)

(※)大規模法人…負債額200億円以上、大会社…資本金5億円以上又は負債額200億円以上

# 各種法人制度における公告制度について

○ 株式会社は、投資家の投資判断等に資する観点から、公益社団法人・公益財団法人(一般社団法人・一般財団法人)は、非営利法人として社会的責任を有していることから、1会計年度終了後、貸借対照表を公告することが義務付けられており、大会社又は大規模法人にあっては、損益計算書の公告も義務付けられている。

(※1)株式会社は会社法により、また、公益社団法人・公益財団法人(一般社団法人・一般財団法人)は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律により、義務付け。

(※2)大会社・・・資本金5億円以上又は負債額200億円以上、大規模法人・・・負債額200億円以上

○ 公告の方法としては、①官報による公告、②日刊紙による公告、③電子公告(ホームページ)が定められている(公益社団法人・公益財団法人は主たる事務所への掲示も可能)。

○ 官報及び日刊紙による場合は、貸借対照表・損益計算書の要旨(簡略化)による公告を可能としている。

	官報	日刊紙	電子公告
開示項目	要旨可 <b>【会社】</b> ・貸借対照表の要旨は、資産・負債・純資産に区分した上で、さらに一定の項目に細分する。 ・損益計算書の要旨は、一定の項目に区分する。 <b>【公益社団法人・公益財団法人(一般社団法人・一般財団法人)】</b> ・貸借対照表の要旨は、資産・負債・純資産に区分する。 ・損益計算書の要旨は、適当な項目に区分する。		全文  ※URLの登記が必要
料金	約6cm×約12cmの場合 →約120,000円	約6cm×約12cmの場合 新聞社によって差異あり。 (地方紙約400,000円程度～ 全国紙約3,000,000円程度)	なし ※決算公告のみの場合は、電子公告調査機関に対する費用は必要なし。 ※5年間継続して、電磁的方法により掲載することが必要。

# 社会福祉法人の透明性に関する主な指摘

## 日本再興戦略（成長戦略）閣議決定（平成25年6月14日）

### ○医療・介護サービスの高度化

- ・ 質の高い介護サービス等を安定的に供給するため、社会福祉法人の財務諸表の公表推進により透明性を高めるとともに、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築や、地域医療介護連携のための医療情報連携ネットワークの普及・展開、介護・医療関連情報の「見える化」を実施する。

## 規制改革実施計画 閣議決定（平成25年6月14日）

### ○社会福祉法人の経営情報の公開

- ・ 全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。【平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置】
- ・ 平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】
- ・ 所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】

# 財務諸表の公開状況（第18回規制改革会議資料）

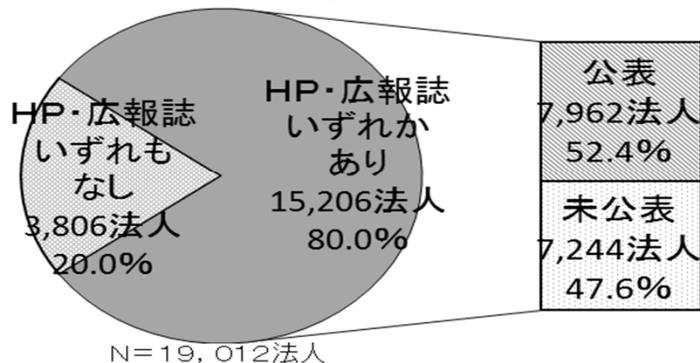
## 財務諸表の公開状況の調査結果について

平成25年9月30日（月）  
厚生労働省提出

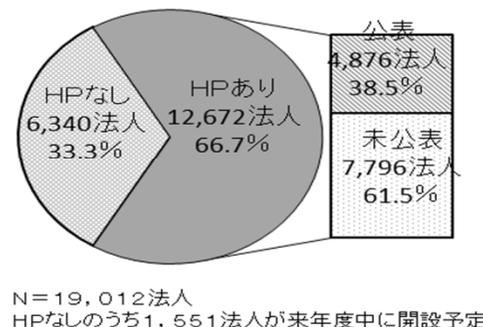
- 平成25年5月の規制改革会議からの要請を受け、厚生労働省より社会福祉法人に対して、平成24年度の財務諸表を公表するよう指導するとともに、各所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表を公表するよう協力を要請（平成25年5月末）。
- 平成25年6月、規制改革実施計画の閣議決定後直ちに、社会福祉法人及び所轄庁に対して平成24年度の財務諸表の公開状況に係る調査を実施（平成25年7月末時点）。
- 全国19,810の社会福祉法人のうち、有効回答を得た19,012法人について集計（有効回答率96.0%）。  
また、846の所轄庁のうち、回答を得た844について集計（回答率99.8%） ※福島県の一部市を除く

### 1. 社会福祉法人での公表状況

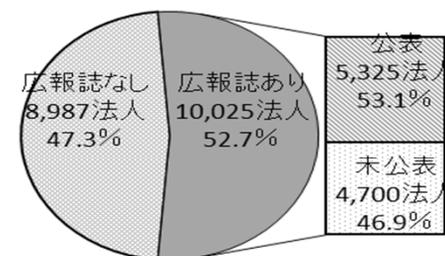
#### <ホームページ・広報誌いずれかの公表状況>



#### <参考：ホームページでの公表状況>



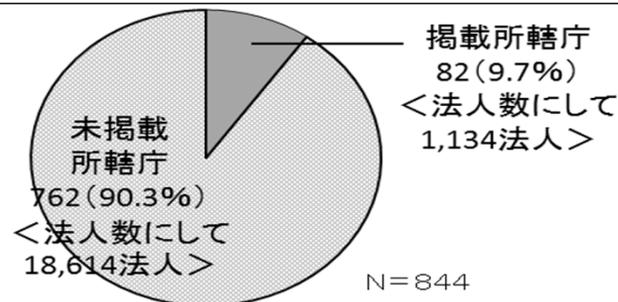
#### <参考：広報誌での公表状況>



<参考>平成21年度厚生労働省社会福祉推進費補助金を活用した調査研究事業報告書（平成22年3月、三菱総合研究所）によると、ホームページがある社会福祉法人は約5割強、そのうちでホームページ上に財務諸表を公開している法人は約3割。

### 2. 所轄庁での公表状況

#### <HP掲載している所轄庁>



■厚生労働省から各所轄庁に対する協力要請時点ではHP掲載している所轄庁はなし（H25.5月時点）

■未掲載所轄庁の主な掲載理由  
・HPのシステム構築に時間を要するため  
・法人の了承が得られないため 等

## 【参考】ホームページでの財務諸表の公開状況の内訳（所轄庁及び事業属性別）

- 全国19,810の社会福祉法人のうち、回答を得た法人は19,012法人(96.0%)。798法人は未回答。
- 回答を得た19,012法人のうち、ホームページがある法人は12,672法人(66.7%)。
- ホームページがある12,672法人のうち、貸借対照表及び収支計算書の全て若しくは一部を公表している法人は4,876法人(38.5%)。公表していない法人は7,796法人。
- 所轄庁別では、指定都市・中核市・一般市が所管する法人の公表割合が低調であり、中でも一般市が所管する法人で公表していない法人が3,747存在(公表していない法人の約半数)。

### <HPがある法人数及び割合>

	老人福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	171 (90.5%)	63 (94.0%)	13 (65.0%)	75 (91.5%)	5 (100.0%)	1 (100.0%)	22 (88.0%)	350 (90.0%)
都道府県	1,168 (70.6%)	719 (73.7%)	85 (64.9%)	661 (58.6%)	20 (83.3%)	464 (50.3%)	95 (89.6%)	3,212 (65.0%)
指定都市	557 (78.9%)	335 (75.1%)	55 (62.5%)	731 (67.9%)	12 (85.7%)	134 (98.5%)	23 (88.5%)	1,847 (74.1%)
中核市	450 (70.1%)	263 (68.8%)	39 (55.7%)	663 (60.3%)	6 (85.7%)	39 (100.0%)	12 (66.7%)	1,472 (65.2%)
一般市	1,817 (70.1%)	915 (64.8%)	135 (56.0%)	2,267 (57.3%)	11 (73.3%)	630 (91.8%)	16 (53.3%)	5,791 (64.8%)
合計	4,163 (72.0%)	2,295 (69.9%)	327 (59.5%)	4,397 (59.9%)	54 (83.1%)	1,268 (71.1%)	168 (82.0%)	12,672 (66.7%)

### <HPで公表している法人数及び割合>

	老人福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	81 (47.4%)	36 (57.1%)	8 (61.5%)	29 (38.7%)	3 (60.0%)	1 (100.0%)	17 (77.3%)	175 (50.0%)
都道府県	507 (43.4%)	361 (50.2%)	48 (56.5%)	220 (33.3%)	15 (75.0%)	278 (59.9%)	46 (48.4%)	1,475 (45.9%)
指定都市	198 (35.5%)	154 (46.0%)	33 (60.0%)	164 (22.4%)	11 (91.7%)	97 (72.4%)	9 (39.1%)	666 (36.1%)
中核市	164 (36.4%)	116 (44.1%)	16 (41.0%)	179 (27.0%)	3 (50.0%)	32 (82.1%)	6 (50.0%)	516 (35.1%)
一般市	640 (35.2%)	383 (41.9%)	59 (43.7%)	520 (22.9%)	8 (72.7%)	426 (67.6%)	8 (50.0%)	2,044 (35.3%)
合計	1,590 (38.2%)	1,050 (45.8%)	164 (50.2%)	1,112 (25.3%)	40 (74.1%)	834 (65.8%)	86 (51.2%)	4,876 (38.5%)

# 規制改革会議における主なご意見

## 第8回規制改革会議(平成25年5月2日【公開要請時】)における主なご意見

- 財務諸表は、各法人が持っているものであり、すぐでも出せるはず。
- 所轄庁には既に財務諸表が提出されているのだから、速やか公表すべき。
- 財務諸表の公表は、誰が公表してもいい。所轄庁が公表すればコストもかからない。
- 社会福祉法人には、公的なお金が入っており、納税者がお金を払っているのだから、全国に公表するのは当然である。
- 社会福祉法人の会計は、赤字や黒字の統計を毎年公表していくことが大事である。

## 第18回規制改革会議(平成25年10月24日【公開状況報告時】)における主なご意見

- ホームページ、広報誌がある法人で公表されないのは問題である。
- 広報誌よりホームページで公表している割合が低いのは、広報誌のほうが目立たないので、そうしたいという意識が働いているとすれば、非常に問題である。
- ホームページで公表して、常時それが見られるという状況をつくるのが基本ではないか。
- 所轄庁は基本的にホームページを持っているはずなのに公表されないことは、非常に問題である。
- 社会福祉法人は、税金が投入されているので、納税者に対して説明責任があり、きちんと公表することが必要。同様の理由により、所轄庁は法人の同意なく、財務諸表を公表することができるはず。
- ホームページも広報誌もない社会福祉法人に、どのように透明性を確保させるか検討する必要がある。

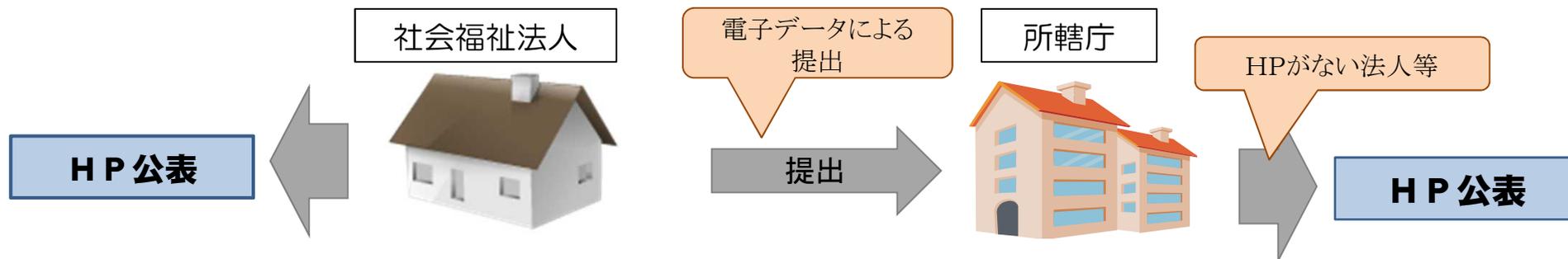
# 社会福祉法人の財務諸表の公表に関する対応方針（案）

## 趣旨

- 社会福祉法人は、地方公共団体に代わって社会福祉事業を実施している側面もあり、補助金等が交付され、税制優遇も受ける公益性の高い法人であり、国民に対して経営状態を公表し、経営の透明性を確保していくことは、その責務である。
- また、社会福祉法人の情報は、福祉サービスの利用を希望する者にとって、サービスを選択する上で重要な判断材料となる。
- これらのことから、社会福祉法人の財務諸表の公表については、以下の方針で対応してはどうか。

## 対応方針

- ① 閲覧請求等の条件を見直した上で、**社会福祉法人に対し財務諸表を電子データ化してインターネット上で公表することを義務化**（制度改正）。
- ② **社会福祉法人に対し所轄庁への現況報告書**（付属資料である財務諸表を含む。）**の提出を電子データで行わせることを義務化**（様式例及び審査基準の改正）。
- ③ 全ての社会福祉法人におけるインターネット上での財務諸表の公表の完全実施までの間は、①によって義務化された場合であっても、ホームページが存在しない法人や未公表法人が存在することも想定されるため、**②により所轄庁に提出された電子データ化された当該法人の財務諸表を、所轄庁のHPで公表**する。



## 社会福祉法人の経営の透明性をより充実させるための方策（案）

- 社会福祉法人は、公益性の高い法人であり、国民に対して経営状態を公表し、経営の透明性を確保していくことは、その責務である。
- また、社会福祉法人の情報は、福祉サービスの利用を希望する者にとって、サービスを選択する上で重要な判断材料となるため、経営等の透明性を確保することが重要。
- さらに、
  - ・ 会計処理が不適切な法人や、会計処理ができて、経営状態を適切に判断できない法人も存在すること
  - ・ 福祉サービスの利用を希望する者等が、経営破綻等によりサービス利用に影響を及ぼすことを回避することから、財務諸表の公表による経営の透明性の確保と併せ、会計技術向上の取組や健全性の確保を目的とした経営改善のための仕組み（経営診断（※））を導入してはどうか。

（※）日本公認会計士協会に対して、経営状態の分析・理解を可能とする経営判断指標の構築に係る技術協力を依頼中。

# 社会福祉法人のガバナンスに係る論点

## 1. 社会福祉法人のガバナンスをどう考えるか。

- 社会福祉法人の役割や他法人との比較、公益法人制度改革を踏まえて、どのように考えるか。

## 2. 地域に積極的に貢献するために、どのようなガバナンスの改善が求められるか。

- 社会福祉事業の充実や地域に密着した事業展開に、より積極的に取り組んでいくためには、どのような仕組みが必要か。
- 地域や事業における現場のニーズを経営に反映させるにはどのような体制が必要か。  
(現場のニーズを反映させる視点、ニーズを汲み取るサイクルを確保する視点)

## 3. 社会福祉法人が果たすべき説明責任の範囲についてどのように考えるか。

- 説明責任の対象(福祉サービスの利用を希望する者、国民等)についてどのように考えるか。
- 公開方法(ホームページ、広報誌、閲覧等)についてどのように考えるか。
- 公開していく情報(事業情報、財務諸表、定款、役員名簿、役員報酬規程等)について、どのように考えるか。
- 保育所、一般市等の小規模な団体に対する経過措置に関してどのように考えるか。